

令和 3 年 7 月

第 14 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 中田 晋一

| 川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局 | | | | | | |
|--------------------------------------|---------|------|-------|------|--------|-------|
| 会 長 | 会長職務代理者 | 事務局長 | 事務局次長 | 農地係長 | 主 任 | 係 |
| | | | | | | |
| 令和 3年 7月28日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。 | | | 合 議 | | | |
| | | | 農政課長 | 農政係長 | 農業振興係長 | 事務局主査 |
| | | | | | | |

第14回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第4号

下記について付議するため、7月28日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎6階602・603中会議室に、第14回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久 会長職務代理者 山岡 孝 1番 中田 晋一 2番 山崎 豊
3番 茅野 和廣 4番 伊藤 勝博 7番 早船 輝明 9番 小櫃 敏文
10番 中山 正二

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、5番 中村 浩幸委員、6番 高山 豊江委員、8番 加藤 吉江委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一
書記 西村 裕介

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、1番 中田 晋一委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、赤山のかたで、現在同居中のかたでございます。

貸主の義理の父より娘の夫のかたへ使用貸借を設定した、分家住宅に転用する案件でございます。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。以上です。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、赤山歴史自然公園から東に300mほどの所に位置した1筆、215㎡でございます。

借主は貸主の子の夫であり、現在、妻と子ども2人の4人で妻の実家に同居しております。

子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になってしまい、子育てを手伝ってもらえることや両親が高齢になった時に力になれるなど、互いに協力し合えることを考慮して、実家の向かいにある申請地の提供を受けて住宅を建築することになり、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、分家住宅の建築に係る費用は全額金融機関からの融資で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在の住居が手狭であることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、開発許可に向けて、今のところ特に支障はないとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、建築する住宅の規模などから判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は分家住宅が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界には縁石ブロックを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当

しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局とともに現地を調査させていただきました。特に問題はないかと思ひます。詳細につきましては、今、事務局のとおりでございます。

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。以上です。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

1 0 連絡事項

- ・(仮称)川口市資材置場の設置等の規制に関する条例(案)の概要に対する意見募集について
- ・令和4年度農業委員会会議日程について
- ・農地基本台帳整備に係る調査、農作物生産等実態調査及び川口の農業だよりの発送について

1 1 閉会

午前10時25分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第14回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和3年7月28日

議 長

ⓐ

署名委員

ⓐ

署名委員

ⓐ